

令和9年4月から 個人事業者自身も労災防止対策が必要です

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

適用対象者

○作業従事役員等

- ・個人事業者（事業を行う者で労働者を使用しないもの）
- ・中小事業の代表者や役員で作業に従事する者

業種	労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人
卸売業、サービス業	100人
上記以外の業種	300人

中小事業の範囲



適用内容

①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止（労働安全衛生法第42条）

- ◆ 作業従事役員等自らが機械等を持ち込む場合や他の事業者から一時的に貸与を受けて機械等を使用する場合に、その機械等が構造規格や安全装置を具備していることを自ら確認した上で使用しましょう！

対象機械：労働安全衛生法施行令第13条第3項（移動式クレーン、研削盤の覆いなど）

②特定の機械などに対する定期自主検査の実施（労働安全衛生法第45条）

- ◆ 個人事業者自らが機械等を持ち込む場合や他の事業者から一時的に貸与を受けて機械等を使用する場合に、必要な検査が実施され、その結果が記録されていることを自ら確認しましょう！

対象機械：労働安全衛生法施行令第15条（クレーン、トラクターショベルなど）

③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講（労働安全衛生法第59条及び第60条の2）

- ◆ 作業従事役員等は危険・有害な業務に就くとき、その業務に関する学科教育や実技教育を、決められた科目、範囲、時間で受講しましょう！

対象業務：労働安全衛生規則第36条（フォークリフトの運転業務など）

令和9年1月に以下も施行されます

- 業務上災害が発生した場合、災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合は、直近上位の注文者（いない場合は災害発生場所を管理する事業者）に報告しましょう。

